

資料 1 - 1

府中市総合計画重点プロジェクト（府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略）推進協議会の会議の公開について（変更案）

1 会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例（平成12年9月26日条例第27号）第32条第1項により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

府中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

（1）他の法令等に特別の定めがある場合

（2）不開示情報に該当する事項を審議する場合

（3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 会議資料の配布

当日の会議資料は、傍聴者にも原則として配布する。ただし、配布する資料が閲覧用の場合等については、会議終了後に回収する。

3 傍聴者数の制限等

傍聴者数は、おおむね5人程度とした上で、会議室の広さに応じて、会議ごとに決定する。

4 会議開催の広報（傍聴希望の受付）

会議の開催に際しては、次の例のとおり日程や会場等を市報に掲載して周知を図り、事前に傍聴希望の申込みを受け付ける。なお、事前受付の際に、事務局職員から「~~当日はマスク着用のご協力をお願いすること、また、発熱等の風邪の症状がある場合には、当日でも構わないので事務局まで連絡の上、傍聴を見合わせることを伝える。~~

例	会議名	日時	会場	定員	傍聴の申込み
	総合計画重点プロジェクト（まち・ひと・しごと創生総合戦略）推進協議会	月 日() 午前 時	市役所北庁舎 3階会議室	先着5人	前日までに行政 経営課（問 335-4006）へ

5 会議当日の傍聴者の入室について

傍聴希望者は、名簿に必要事項を記入し、別紙の諸注意を確認した上で、事務局職員が指定する場所で待機する。会議の開催に当たり、本協議会において傍聴の許可が出た後に、事務局職員の案内により入室する。

6 会議録の作成及び公開

会議が開催された後は、発言者がわかる形式で要点記録の会議録を作成し、本協議会（基本的には次回の会議）において内容の了承がなされた上で、公開の手続を行う。

【公開場所】

ふるさと府中歴史館 2 階 市政情報公開室、中央図書館（~~令和 5 年 2 月末までは停止~~）、白糸台図書館、西府図書館、府中市ホームページ

【会議録の内容】

会議名、開催回数、開催日時、開催場所、出席者（委員・事務局）、傍聴人数、会議内容